

水産物の輸出先国・地域の転換等のための説明会

令和5年10月

農林水産省輸出企画課、水産庁加工流通課
経済産業省貿易振興課、福島グループ
日本貿易振興機構

議事次第

1. 説明会の趣旨及び「水産業を守る」政策パッケージについて
2. 輸出先の転換対策について
 - 2-1 ALPS処理水関連の輸入規制強化を踏まえた水産業の特定国・地域依存を分散するための緊急支援事業
 - 2-2 ジェトロにおける具体的な事業計画
 - 2-3 輸出減が顕著な品目の一時買取・保管支援、海外も含めた新規販路開拓支援
3. 国内加工体制の強化対策について
4. 国内生産持続対策について
(資金繰り支援、養殖水産物の出荷調整への支援)
5. 質疑応答

1. 説明会の趣旨及び「水産業を守る」政策パッケージについて

- ALPS処理水の海洋放出以降の一部の国・地域による輸入規制強化等を踏まえ、安定的な輸出を継続できるサプライチェーンを構築する観点から、輸出先を多角化することが必要となっています。
- 中国による日本産水産物に対する輸入停止措置に伴い、輸出が困難となったホタテ等の水産物については、
 - (1)日本貿易振興機構(ジェトロ)等によるビジネスマッチング等の支援策、
 - (2)国内加工体制の強化対策、
 - (3)HACCP等の施設認定等の輸出先転換対策等を、講じることとしています。
- 農林水産省としては、関係各省との連携の下、「水産業を守る」政策パッケージをはじめとする各種の支援策を講じており、輸出先国の多角化に向けて、事業者の皆様と積極的に取り組んでまいりたいと考えています。

「水産業を守る」政策パッケージ

- 輸出先の転換対策
 - 国内加工体制の強化対策
- 等

- ベトナム等の第3国にあるアメリカ向け認定施設等についての情報提供
- 輸出向けHACCP等対応施設の認定、施設整備の支援
- 品目団体を通じてオールジャパンで行う、海外販路開拓・市場調査等の輸出力強化に向けた取組の支援

輸出先国・地域の転換等のための説明会、開催スケジュール

内容	日時	会場	申し込み 締め切り
規制対応説明会	9/29（金） 14時-16時	オンライン	9/27（水） 17時
北海道ブロック	10/2（月） 14時-16時	対面（札幌第1合同庁舎） オンライン	9/29（金） 12時
東北ブロック	10/4（水） 13時30分-15時30分	対面（TKPガーデンシティ仙台） オンライン	10/2（月） 17時
関東ブロック	10/6（金） 13時30分-15時30分	対面（さいたま新都心合同庁舎） オンライン	10/4（水） 17時
東海・北陸・近畿ブロック	10/10（火） 13時30分-15時30分	オンライン	10/6（金） 17時
中国四国ブロック	10/11（水） 13時30分-15時30分	オンライン	10/10（火） 17時
九州沖縄ブロック	10/13（金） 13時30分-15時30分	オンライン	10/12（木） 17時

「水産業を守る」政策パッケージ

総額1007億円【300億円基金、500億円基金、予備費207億円】

令和5年9月4日
農林水産省、経済産業省、
復興庁、外務省

- ALPS処理水の海洋放出以降の一部の国・地域の輸入規制強化等を踏まえ、科学的根拠に基づかない措置の即時撤廃を求めていくとともに、全国の水産業支援に万全を期すべく、既に用意した800億円の基金による支援や東電による賠償に加え、特定国・地域依存を分散するための緊急支援事業を創設（3、4①②）する。
- 具体的に、以下の5本柱の政策パッケージを策定し、早急に実行に移すとともに、必要に応じて機動的に予算の確保を行い、全国の水産業支援に万全を期す。

1. 国内消費拡大・生産持続対策

- ①国内消費拡大に向けた国民運動の展開（ふるさと納税の活用等）
- ②産地段階における一時買取・保管や漁業者団体・加工/流通業者等による販路拡大等への支援（300億円基金の活用）
- ③国内生産持続対策（相談窓口の設置、漁業者・加工/流通業者等への資金繰り支援、出荷できない養殖水産物の出荷調整への支援、新たな魚種開拓等支援、燃油コスト削減取組支援）（300億円基金、500億円基金の活用等）等

3. 輸出先の転換対策

- ①輸出減が顕著な品目（ほたて等）の一時買取・保管支援や海外も含めた新規の販路開拓を支援【予備費】
- ②ビジネスマッチングや、飲食店フェアによる海外市場開拓、ブランディング支援【予備費】等

5. 迅速かつ丁寧な賠償

一部の国・地域の措置を受け輸出に係る被害が生じた国内事業者には、東京電力が丁寧に賠償を実行

（注）今回の予備費による措置は、単年度事業として対応。

2. 風評影響に対する内外での対応

- ①一部の国・地域の科学的根拠に基づかない措置の即時撤廃の働きかけ
- ②国内外に向けた科学的根拠に基づく透明性の高い情報発信、誤情報・偽情報への対応強化
- ③販売促進・消費拡大に向けた働きかけやイベント実施、観光需要創出、小売業界の取引継続に向けた環境整備等

4. 国内加工体制の強化対策

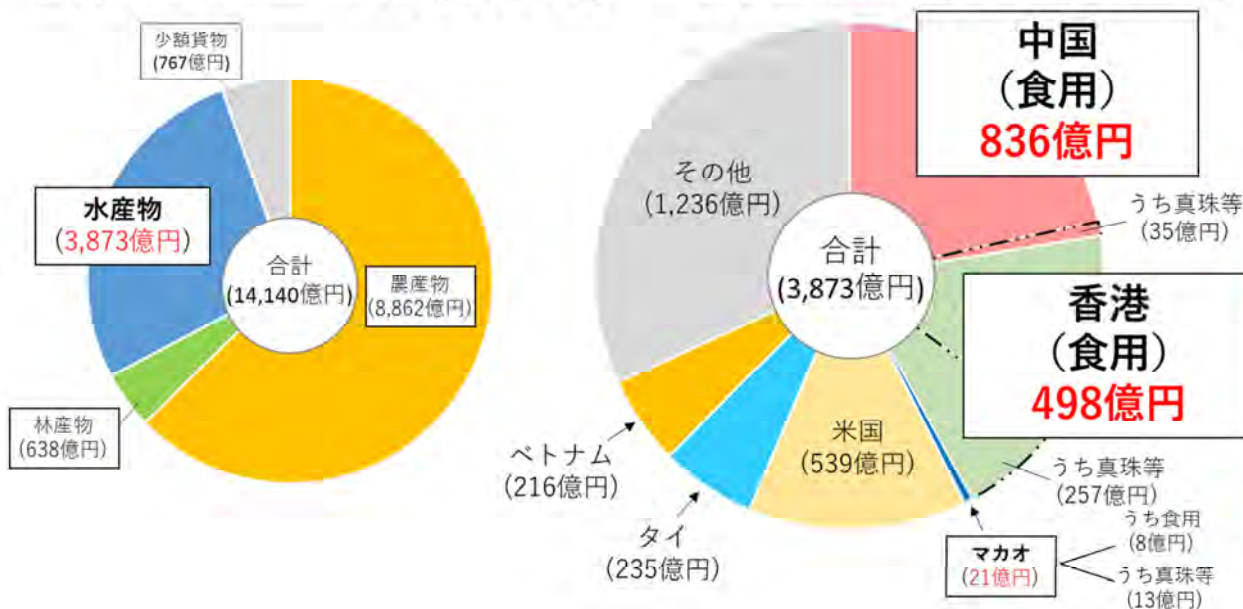
- ①既存の加工場のフル活用に向けた人材活用等の支援【予備費】
- ②国内の加工能力強化に向けた、加工/流通業者が行う機器の導入等の支援【予備費】
- ③輸出先国等が定めるHACCP等の要件に適合する施設や機器の整備や認定手続を支援（既存予算の活用）

(参考) ALPS処理水の海洋放出に伴う輸入規制強化の現状

- 1 中国** 8月24日以降、原産地が日本である水産物の輸入を全面的に暫定的に停止。
- 2 香港** 8月24日以降、10都県の以下の産品について輸入禁止。
 - ①水産物（生きている、冷凍、冷蔵、乾燥、またはその他の方法で保存されたすべての水産物）、
 - ②海塩、③海藻（加工品を含む）

※10都県：福島、宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、長野、新潟
- 3 マカオ** 8月24日以降、10都県の以下の産品について輸入禁止。
 - ①生鮮食品、②動物性食品、③海塩、④海藻

農林水産物輸出額内訳(2022年) 国別水産物輸出額内訳(2022年)



2022年輸出額（億円）

中国向け水産物		香港向け水産物		マカオ向け水産物	
主な魚種	輸出額	主な魚種	輸出額	主な魚種	輸出額
ほたてがい	489	ほたてがい	142	なまこ	1.3
なまこ	98	なまこ	94	まぐろ	1.1
まぐろ	40	うに	24	うに	0.7
すけそうだら	20	まぐろ	24	ほたてがい	0.4
さけ・ます	18	ぶり	21	えび	0.2
合計	836	合計	498	合計	8

(参考) 主要な輸出水産物の輸出依存度

- 主要な輸出品目のうち、ホタテガイ及びナマコは特に中国・香港向けの輸出依存度が高い。

中国・香港向け輸出量が国内生産量に占める割合

	国内生産量	輸出量 (原魚換算)	うち中国・香港向け
ホタテガイ	51.2万トン	29.1万トン (57%)	<u>17.9万トン (35%)</u>
ナマコ	5.1千トン	4.1千トン (81%)	<u>3.7千トン (73%)</u>
ブリ	22.9万トン	4.1万トン (18%)	0.5万トン (2%)
マグロ (養殖クロマグロ)	2.0万トン	0.4万トン (21%)	0.2万トン (9%)

※ 輸出量（原魚換算）は、歩留りから推定

(参考) ホタテガイ及びナマコの中国・香港への輸出実態

国内生産量：
約50万トン(2022年)

輸出量（原貝換算）：
約30万トン(2022年)

ホ
タ
テ
ガ
イ

生産県	生産量 (万トン)
北海道	42.5
青森	7.8
宮城	0.7
岩手	0.2
全国計	51.2

輸出先国	輸出量（万トン） 原貝換算
中国	合計 14.3
	冷凍殻付き 9.6
	その他 4.7
香港	3.6
その他	11.1
世界計	29.1

冷凍両貝の一部は、
中国でむき身加工後
米国向けに輸出
(約3～4万トンと推定)

国内生産量：
約5,000トン(2022年)

輸出量（原魚換算）：
約4,000トン(2022年)

ナ
マ
コ

生産県	生産量 (百トン)
北海道	1.5
青森	0.7
山口	0.5
その他	2.4
全国計	5.1

輸出先国	輸出量（千トン） 原魚換算
中国	1.9
香港	1.8
その他	0.4
世界計	4.1

マーケットイン輸出ビジネス拡大支援事業のうち
品目団体輸出力強化支援事業

【令和5年度予算概算決定額 907（907）百万円】
（令和4年度補正予算額 4,201百万円）

＜対策のポイント＞
改正輸出促進法に基づき認定された農林水産物・食品輸出促進団体（いわゆる品目団体）等が行う業界全体の輸出力強化に向けた取組を支援します。

＜事業目標＞
農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

＜事業の内容＞		＜事業イメージ＞																			
輸出重点品目（牛肉、コメ、りんご、ぶどう、茶、かんしょ、製材、ぶり、ホタテ貝等）について、改正輸出促進法に基づき認定された品目団体等※が、品目ごとに生産から販売までの業界関係者を取りまとめオールジャパンで行う、輸出力の強化につながる取組を、以下のメニューにより支援します。 ※認定された団体及び認定に向け取り組む団体 ＜支援メニュー＞ ① 輸出ターゲット国の市場調査・規制調査 ② 海外におけるジャパンブランドの確立 ③ 業界関係者共通の輸出に関する課題解決に向けた実証等 ④ 海外における販路開拓活動 ⑤ 輸出促進のための規格の策定・普及 ⑥ 国内事業者の水平連携に向けた体制整備 ⑦ 輸出手続きや商談等の専門家による支援 ⑧ 新規輸出国開拓に向けた調査及び輸送試験 ⑨ 任意のチェックオフ制度導入に向けた体制整備 ※下線部は拡充内容 ＜事業の流れ＞ 国 定額、1/2 民間団体等		<table><tr><td>①-例</td><td>・ターゲット市場における木材製品の市場動向やニーズ、内装材・外装材などの製品規格等に関する調査 ・食肉加工品について、輸出先国ごとの添加物使用、成分表示等の規則の調査</td></tr><tr><td>②-例</td><td>・輸出先国において、日本産青果物の産地情報をタグ付きマークにより確認できるシステムの導入・普及 ・日本産ほたて貝製品の偽造品の流通防止対策</td></tr><tr><td>③-例</td><td>・かんしょの輸送時の腐敗防止技術の実証・普及 ・輸出先の飼料添加物の残留基準を満たす養殖実証</td></tr><tr><td>④-例</td><td>・バイヤー向けセミナーの開催、品目専門見本市への出展等 ・コメ・コメ加工品の情報やECサイトを集約したプラットフォームサイトの構築</td></tr><tr><td>⑤-例</td><td>・輸送資材や温度管理等、相手国ニーズへの対応（品質保持等）に必要な規格やマニュアル等の策定に向けた検討 ・策定した規格やマニュアル等の普及に向けた研修の実施や構成員による実装に必要な認証取得への支援</td></tr><tr><td>⑥-例</td><td>・リレー出荷や大ロット確保に向けた、出荷時期・量・有機対応等の産地データベースの構築等</td></tr><tr><td>⑦-例</td><td>・現地マーケットや規制に精通する専門家による会員への相談対応</td></tr><tr><td>⑧-例</td><td>・鮮度保持や輸出規則対応の確認のための輸送実証</td></tr><tr><td>⑨-例</td><td>・任意チェックオフ導入に向けた諸外国の事例調査や国内関係者を集めた検討会の開催、徴収体制の構築、徴収事務等</td></tr></table> 現地でのPR活動 包材の規格化（イメージ） バイヤー向けセミナー・商談会		①-例	・ターゲット市場における木材製品の市場動向やニーズ、内装材・外装材などの製品規格等に関する調査 ・食肉加工品について、輸出先国ごとの添加物使用、成分表示等の規則の調査	②-例	・輸出先国において、日本産青果物の産地情報をタグ付きマークにより確認できるシステムの導入・普及 ・日本産ほたて貝製品の偽造品の流通防止対策	③-例	・かんしょの輸送時の腐敗防止技術の実証・普及 ・輸出先の飼料添加物の残留基準を満たす養殖実証	④-例	・バイヤー向けセミナーの開催、品目専門見本市への出展等 ・コメ・コメ加工品の情報やECサイトを集約したプラットフォームサイトの構築	⑤-例	・輸送資材や温度管理等、相手国ニーズへの対応（品質保持等）に必要な規格やマニュアル等の策定に向けた検討 ・策定した規格やマニュアル等の普及に向けた研修の実施や構成員による実装に必要な認証取得への支援	⑥-例	・リレー出荷や大ロット確保に向けた、出荷時期・量・有機対応等の産地データベースの構築等	⑦-例	・現地マーケットや規制に精通する専門家による会員への相談対応	⑧-例	・鮮度保持や輸出規則対応の確認のための輸送実証	⑨-例	・任意チェックオフ導入に向けた諸外国の事例調査や国内関係者を集めた検討会の開催、徴収体制の構築、徴収事務等
①-例	・ターゲット市場における木材製品の市場動向やニーズ、内装材・外装材などの製品規格等に関する調査 ・食肉加工品について、輸出先国ごとの添加物使用、成分表示等の規則の調査																				
②-例	・輸出先国において、日本産青果物の産地情報をタグ付きマークにより確認できるシステムの導入・普及 ・日本産ほたて貝製品の偽造品の流通防止対策																				
③-例	・かんしょの輸送時の腐敗防止技術の実証・普及 ・輸出先の飼料添加物の残留基準を満たす養殖実証																				
④-例	・バイヤー向けセミナーの開催、品目専門見本市への出展等 ・コメ・コメ加工品の情報やECサイトを集約したプラットフォームサイトの構築																				
⑤-例	・輸送資材や温度管理等、相手国ニーズへの対応（品質保持等）に必要な規格やマニュアル等の策定に向けた検討 ・策定した規格やマニュアル等の普及に向けた研修の実施や構成員による実装に必要な認証取得への支援																				
⑥-例	・リレー出荷や大ロット確保に向けた、出荷時期・量・有機対応等の産地データベースの構築等																				
⑦-例	・現地マーケットや規制に精通する専門家による会員への相談対応																				
⑧-例	・鮮度保持や輸出規則対応の確認のための輸送実証																				
⑨-例	・任意チェックオフ導入に向けた諸外国の事例調査や国内関係者を集めた検討会の開催、徴収体制の構築、徴収事務等																				

2.輸出先の転換対策について

2-1 ALPS処理水関連の輸入規制強化を踏まえた水産業の特定国・地域依存を分散するための緊急支援事業

輸出・国際局

ALPS処理水関連の輸入規制強化を踏まえた水産業の特定国・地域依存を分散するための緊急支援事業

代替輸出先への安定した日本産品の供給支援に向けた海外市場開拓等支援事業	多様な販売先を確保するためには、現地小売業者や外食産業等への売り込みを強化していく必要がある。そこで、（１）ジェトロのバイヤーネットワークを活用した商談会の開催、展示会への出展支援、ビジネスマッチングやプロモーション等により、輸出先を新たに切り拓くことに加え、安定した質の産品を継続的に供給することが必要。（２）また、輸出先開拓支援や需要喚起対策などにより生まれた需要に対して、水産物等の日本産品を継続的・安定的に供給するには、適切な海外展開戦略や事業計画の作成、貿易実務・法務などの個別課題に対する対応など様々な課題が立ちはだかる。そのような課題に直面した我が国企業に専門家による伴走型支援を行い、継続的・安定的に日本産品の供給を行える体制構築の支援を行う。 なお、上記支援を実施するに際しては、現下の情勢を鑑み、大企業と中堅・中小企業は区別しない。	①販路開拓に向けた商談機会の拡充等 イ) 商談会開催・展示会出展、これらの機会を捉えたバイヤー等に向けたレセプション等の実施、現地小売店や飲食店等と連携した取組の実施、水産物企画展等サンプルショールームを活用した取組等 ロ) 日本の水産業者等らのミッション派遣又はバイヤーを始めとする関連事業者の招聘等によるビジネスマッチング、プロモーション等 ハ) 代替輸出先となりうる国・地域等におけるバイヤー、市場動向等の調査 ②専門家による支援等 イ) 専門家雇用 ロ) 専門家旅費 ハ) セミナー・相談会等開催経費 ニ) 事務局経費
越境EC等を通じた新規輸出先開拓支援	中国や香港等の水産物の輸入禁止措置や風評被害等による影響を受け、これまで商流開拓ができていなかった地域をメインターゲットに、（１）海外ECサイトで日本の水産物等を取り扱う「ジャパンモール」の開設に向け、各ECサイトにおけるウェブページ作成、商物流開拓、バイヤーへの売り込み等を行う。（２）また、日本の水産物等を取り扱う越境ECサイトへのアクセス増加を目指してウェブ上を中心としたプロモーションを実施する。（３）海外ECサイトの有力バイヤー等を招聘して水産物業者等との商談会等を実施するほか、イベントの開催等によって海外における水産物等のイメージ向上を図り、各ECサイトで取扱拡大を目指す。 これら取組を通じ、新たな輸出先の開拓を支援する。 なお、上記支援を実施するに際しては、現下の情勢を鑑み、大企業と中堅・中小企業は区別しない。	①海外ECサイトにおける「ジャパンモール」の開設 イ) ジャパンモール製作費 ロ) プロモーション経費等 ②越境ECサイトにおける特設サイト開設等プロモーション イ) 特設サイト開設等プロモーション経費 ③ECサイトと連動した商談会等の実施（バイヤーの招聘、商談会設置等） イ) 商談会・展示会等開催費 ロ) プロモーション経費 ハ) 事前準備、補助要員、事務諸費等
JF00D0による代替輸出先の需要喚起	香港や中国等への輸入停止措置や風評被害の影響を受けている水産物等の日本産品について、代替輸出先国・地域での潜在的需要を掘り起こし、新たな市場を開拓するとともに、風評の払しょくを図るため、JF00D0による（１）代替輸出先国・地域での需要を喚起するための消費者向けプロモーション、（２）海外消費者向けの情報発信等を通じたブランディングを効果的かつ効率的に実施するための支援を行う。 なお、上記支援を実施するに際しては、現下の情勢を鑑み、大企業と中堅・中小企業は区別しない。	①新規市場開拓のための重点的プロモーション 海外市場におけるニーズ及び潜在的需要を踏まえ、現地の飲食店や小売店と連携したプロモーション等を実施し、代替輸出先の潜在的需要を掘り起こし、新たな市場を開拓するための取組を支援する。 ②日本産食材サポーター店と連携したプロモーション 日本産食材サポーター店と連携し、海外現地の需要を喚起するための取組を支援する。 ③ブランディング支援 多言語でのデジタルコンテンツの充実やメディア・SNSを通じた情報発信等の取組を強化する。

ALPS処理水の処分に伴う経営・輸出等の対策に関する特別相談窓口の設置及びアドバイザーの派遣を行います

[令和5年8月24日プレスリリース（農林水産省、経済産業省）より抜粋]

政府は、令和3年4月に、ALPS処理水を海洋放出する基本方針を決定し、本年8月22日には、政府としてALPS処理水の処分が完了するまで安全確保、風評対策・なりわい継続に全責任を持って取り組むことを確認した上で、海洋放出開始は8月24日を見込むと示し、東京電力ホールディングス株式会社が同日に放出を開始しました。

他方、ALPS処理水の放出に関しては、新たな風評影響の発生について御懸念の声をいただいていることから経営・輸出等について事業者の皆様からのご相談を受け付ける体制を改めて整備しました。

1. 特別相談窓口の設置

中小企業基盤整備機構（全国の地域本部及び沖縄事務所）、日本貿易振興機構（ジェトロ）（本部、大阪本部、全国の事務所）及びよろず支援拠点（北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県の地域）に特別相談窓口を設置します。

【ご利用例】

売上げの減少等のお悩みを抱えている中小企業等の相談に対して、新たな販路の拡大や新商品の開発などの支援策情報を提供し、ハズオンで支援を行います。

食品輸出に当たって現地通関、物流、取引先とのトラブルが生じた中小企業等の相談に対してアドバイスを行うほか、新たな海外販路開拓に関する相談に対応します。

2. アドバイザーの派遣

中小企業基盤整備機構北海道本部、東北本部（福島支援センター含む）及び関東本部は、アドバイザーを派遣し、事業計画の策定や販路開拓等に関する相談及びアドバイスを行います。）

【ご利用例】

売上げの減少等のお悩みを抱えている中小企業等を訪問し、個別の課題等を確認しながら、事業計画の策定や生産性改善の提案等を行います。

※ 各都道府県におけるJETRO相談窓口のご連絡先はプレスリリース又は本資料の15ページをご覧ください